



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年8月2日金曜日 第26号

◇ 目 次 ◇ 規 則

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ... 292

告 示

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 293

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る揭示(2件)..... (森林整備課) ... 293

解除予定保安林..... (") ... 293

公有水面埋立地の用途変更の許可申請..... (港湾海岸課) ... 294

土砂災害警戒区域の指定..... (砂防課) ... 296

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (") ... 296

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要(2件)..... (東予地方局環境保全課) ... 300

指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 306

監 査 公 表

定期監査結果の公表..... (監査事務局) ... 306

規 則

○愛媛県規則第13号

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年8月2日

愛媛県知事 中村時広

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則(昭和35年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(費用の種目及び限度) 第2条 前条の規定による請求に対し、県が弁償する費用の種目及び限度額は、次のとおりとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。 (1) 省略 (2) 助産費 生活保護法による保護の基準(昭和38年4月厚生省告示第158号。以下「告示」という。)別表第6に定める出産扶助基準額 (3) 食費 告示別表第1第1章1(1)ウ第1類 _____の表に定める20歳から40歳までの基準額の日割により算定される額(行旅病人及びその同伴者のため必要としたものに限る。) (4)~(10) 省略 (11) 葬祭費(死体運搬費、死体検案料、死体検案書料及び墓標費を含む。)告示別表第8に定める葬祭扶助基準額 (12) 省略	(費用の種目及び限度) 第2条 前条の規定による請求に対し、県が弁償する費用の種目及び限度額は、次のとおりとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。 (1) 省略 (2) 助産費 生活保護法による保護の基準(昭和38年4月厚生省告示第158号。以下「告示」という。)別表第5に定める出産扶助基準額 (3) 食費 告示別表第1第1章1(1)イ第1類の表又は同章1(1)ウ第1類の表に定める20歳から40歳までの基準額の日割により算定される額(行旅病人及びその同伴者のため必要としたものに限る。) (4)~(10) 省略 (11) 葬祭費(死体運搬費、死体検案料、死体検案書料及び墓標費を含む。)告示別表第7に定める葬祭扶助基準額 (12) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第383号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和元年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	久万高原町	令和4年7月31日まで

○愛媛県告示第384号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年6月愛媛県告示第163号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡日吉村大字父野川甲1183番地 熊 田 利 雄	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	東予市北条429番地7 城 戸 い つ み	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	大洲市西大洲甲1306番地1 鈴 木 幸 恵	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	新居浜市新須賀町二丁目1番241号 鈴 木 幸 恵	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	宇和島市大浦甲215番地3 長 瀧 哲 夫	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	松山市三番町五丁目5番地10 藤 田 賢 次	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	松山市柳井町三丁目1番地5 藤 田 賢 次	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡日吉村大字下鍵山甲90番地3 節 安 利 子	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡日吉村大字父野川甲456番地 宮 成 作 子	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第385号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年6月愛媛県告示第163号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	広島県大竹市新町1-3-13 （野川生渡栄） 野 川 信 弘	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	奈良県橿原市曾我町919番地 野 川 弘 志	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡日吉村大字父野川中48番地 渡 辺 文 恵	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡日吉村大字父野川124番戸 渡 辺 紋 治	抵当権

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鬼北町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第386号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所

西予市三瓶町有網代字殿浦96、97

- 2 保安林として指定された目的

魚つき

- 3 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第387号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第13条ノ2第1項の規定に基づく埋立地の用途変更の申請があった。

法第13条ノ2第2項において準用する法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予地方局建設部及び西条市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年 8 月 2 日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村 時 広

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名又は住所

愛媛県

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

1) 全 体

愛媛県西条市ひうち字西ひうち5番、6番1、7番8、7番7及び7番21の地先公有水面

2) 1 工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち5番、6番1の地先公有水面

3) 2 工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち5番、6番1、7番8、7番7及び7番21の地先公有水面

イ 区域

1) 全 体

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.31メートルにより決定）により囲まれた区域。

基点（天神山三等三角点）は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

の地点 基点から291度49分14秒3,103.10メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒2.00メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒4.00メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒40.60メートルの地点

の地点 の地点から253度56分54秒4.00メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒607.40メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒700.00メートルの地点

の地点 の地点から163度56分54秒593.78メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒3.22メートルの地点

の地点 の地点から163度56分54秒56.22メートルの地点

2) 1 工区

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.31メートルにより決定）により囲まれた区域。

基点（天神山三等三角点）は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

の地点 基点から291度49分14秒 3,103.10メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒2.00メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒4.00メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒40.60メートルの地点

の地点 の地点から253度56分54秒4.00メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒137.40メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒320.00メートルの地点

の地点 の地点から163度01分45秒180.02メートルの地点

3) 2 工区

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.31メートルにより決定）により囲まれた区域。

基点（天神山三等三角点）は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

の地点 基点から295度48分06秒2,855.10メートルの地点

の地点 の地点から343度01分45秒180.02メートルの地点

の地点 の地点から253度56分54秒320.00メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒470.00メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒700.00メートルの地点

の地点 の地点から163度56分54秒593.78メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒3.22メートルの地点

の地点 の地点から163度56分54秒56.22メートルの地点

ウ 面積

- 1) 全体
455,018.62平方メートル
- 2) 1工区
57,697.52平方メートル
- 3) 2工区
397,321.10平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

- 1) 全体
愛媛県西条市ひうち字西ひうち3番11、3番49、4番、5番、6番1、6番30、7番8、7番7、7番19、7番20及び7番21の地内並びに同市ひうち字西ひうち3番11、4番、5番、6番1、7番8及び7番7の地先公有水面
- 2) 1工区
愛媛県西条市ひうち字西ひうち3番11、3番49、4番、5番、6番1及び6番30の地内並びに同市ひうち字西ひうち3番11、4番、5番及び6番1の地先公有水面
- 3) 2工区
愛媛県西条市ひうち字西ひうち6番1、7番8、7番7、7番19、7番20及び7番21の地内並びに同市ひうち字西ひうち3番11、4番、5番、6番1、7番8、7番7、7番21及び7番19の地先公有水面

イ 区域

- 1) 全体
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域。
基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。
①の地点 基点から290度15分02秒3,200.78メートルの地点
②の地点 ①の地点から343度56分54秒360.00メートルの地点
③の地点 ②の地点から348度14分15秒401.12メートルの地点
④の地点 ③の地点から73度56分54秒900.00メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から159度39分33秒401.12メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から163度56分54秒360.00メートルの地点
- 2) 1工区
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域。
基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。
①の地点 基点から290度15分02秒3,200.78メートルの地点
②の地点 ①の地点から343度56分54秒190.00メートルの地点
③の地点 ②の地点から73度56分54秒450.00メートルの地点
④の地点 ③の地点から163度01分45秒190.02メートルの地点

- 3) 2工区
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域。
基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。
①の地点 基点から295度39分14秒2,848.32メートルの地点
②の地点 ①の地点から343度01分45秒190.02メートルの地点
③の地点 ②の地点から253度56分54秒450.00メートルの地点
④の地点 ③の地点から343度56分54秒170.00メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から348度14分15秒401.12メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から73度56分54秒900.00メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から159度39分33秒401.12メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から163度56分54秒360.00メートルの地点

ウ 面積

- 1) 全体
717,599.59平方メートル
- 2) 1工区
85,789.58平方メートル
- 3) 2工区
631,810.01平方メートル

3 埋立地の用途

(1) 変更前

用途	規模
木材・木製品製造業用地	約5.0ha
流通施設用地	約5.0ha
漁業施設用地	約6.5ha
緑地	約26.8ha
道路用地	約2.2ha

(2) 変更後

用途	規模
木材・木製品製造業用地	約5.0ha
流通施設用地	約5.0ha
漁業施設用地	約6.5ha
パルプ・紙・紙加工品製造業用地	約5.0ha
非鉄金属製造業用地	約2.4ha

港湾運送業用地	約1.5ha
緑地	約17.0ha
緑地	約1.0ha
道路用地	約2.2ha

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成 9 年 7 月 18 日

5 申請年月日

令和元年 7 月 25 日

○愛媛県告示第388号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和元年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大宅 207 - II - 12 5(2)	大洲市上須戒（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
松久保 4 207 - II - 63 0(1)	大洲市上須戒（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
大宅 3 207 - II - 65 3(1)	大洲市上須戒（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
大宅 4 207 - II - 65 4(1)	大洲市上須戒（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
折尾 1 207 - II - 65 9(1)	大洲市上須戒（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳴谷川 207 - 1207	大洲市八多喜町（次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和元年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
五郎 B 207 - I - 11 37(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	五郎 B 207 - I - 11 37(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五郎 E 207 - I - 11 38(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	五郎 E 207 - I - 11 38(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五郎 D 207 - I - 11 39(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	五郎 D 207 - I - 11 39(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷河内 207 - I - 11 40(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	谷河内 207 - I - 11 40(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大潤 207 - I - 11 41(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	大潤 207 - I - 11 41(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天神様前 207 - I - 11 42(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	天神様前 207 - I - 11 42(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大双 207 - I - 11 43(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	大双 207 - I - 11 43(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五郎 C 207 - I - 11 44(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	五郎 C 207 - I - 11 44(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五郎 A 207 - I - 11 45(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	五郎 A 207 - I - 11 45(1)	大洲市五郎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
峠 A 207 - I - 12 57(1)	大洲市多田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	峠 A 207 - I - 12 57(1)	大洲市多田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
峠 B 207 - I - 12 58(1)	大洲市多田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	峠 B 207 - I - 12 58(1)	大洲市多田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上多田 207 - I - 12 59(1)	大洲市多田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	上多田 207 - I - 12 59(1)	大洲市多田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多田下 207 - I - 12 60(1)	大洲市多田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	多田下 207 - I - 12 60(1)	大洲市多田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上町 207 - I - 12 63(1)	大洲市八多喜町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	上町 207 - I - 12 63(1)	大洲市八多喜町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

峠川 207 - 1200	大洲市 多田 (次の 図のと あり)	土石流	峠川 207 - 1200	大洲市 多田 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
下多田 川 207 - 1202	大洲市 多田 (次の 図のと あり)	土石流	下多田 川 207 - 1202	大洲市 多田 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
上伊洲 子川 207 - 1208	大洲市 八多喜 町 (次の 図のと あり)	土石流	上伊洲 子川 207 - 1208	大洲市 八多喜 町 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
出石川 207 - 1210	大洲市 八多喜 町 (次の 図のと あり)	土石流	出石川 207 - 1210	大洲市 八多喜 町 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
河内川 207 - 2001 - 1	大洲市 手成 (次の 図のと あり)	土石流	河内川 207 - 2001 - 1	大洲市 手成 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
河内川 207 - 2001 - 2	大洲市 手成 (次の 図のと あり)	土石流	河内川 207 - 2001 - 2	大洲市 手成 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
清水川 207 - 2067	大洲市 五郎 (次の 図のと あり)	土石流	清水川 207 - 2067	大洲市 五郎 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
峠東川 207 - J007	大洲市 多田 (次の 図のと あり)	土石流	峠東川 207 - J007	大洲市 多田 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第390号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年8月2日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項

(1) 6B純水製造装置

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第64号の2 口ろ過施設
特定施設の能 力	1日当たり4,500立方メートル処理
工事の着手予 定年月日	許可後直ちに

工事の完成予 定年月日	着手1カ月後	
使用開始の予 定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使 用時間間隔	連 続	
特定施設の1 日当たりの使 用時間	24時間	
特定施設の使 用の季節的変 動の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 1 最大 3
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 5
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 4
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日 当たりの量 (単位 立方 メートル)	通常 300 最大 350	

(2) LAD-7 E-7 パロメトリックコンデンサー

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 タ 塵ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1日当たり10トン処理	
工事の着手予 定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予 定年月日	着手1カ月後	
使用開始の予 定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使 用時間間隔	連 続	
特定施設の1 日当たりの使 用時間	24時間	
特定施設の使 用の季節的変 動の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6~7 最大 6~7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 11.4 最大 47
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 10

	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,908 最大 2,280	

(3) LAD-8 E-8 バロメトリックコンデンサー

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 タ 廃ガス洗浄施設
特定施設の能 力	1日当たり5トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手1カ月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連 続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~7 最大 6~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 240 最大 600
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 15 最大 20	

(4) LAD-10、11 FL-10A/B 活性炭フィルター

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 ハ ろ過施設
特定施設の能 力	ろ過面積0.62平方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手1カ月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	あ り (1回/3カ月)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~7 最大 6~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 50
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.2 最大 0.2	

備考 同一施設を2基設置(1基は予備であり、同時稼働しない。)

(5) LAD-13 D-16 硝酸反応槽 廃ガスドレンタンク

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 ロ 分離施設	
特定施設の能 力	1時間当たり1,000立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0.1~0.4 最大 0.1~0.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,160 最大 1,400
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 29,000 最大 35,000

	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01未満
		最大	0.01未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	0.2
		最大	0.35

(6) LAD-19、20 T-7A/B 活性炭充填塔

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 八 ろ過施設		
特定施設の能力	1日当たり60トン処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手1カ月後		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	あ り (1~2回/1カ月)		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	2~3
		最大	2~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1,000
		最大	1,500
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	13
	最大	100	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.1未満	
	最大	0.1未満	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01未満	
	最大	0.01未満	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	9	
	最大	9	

備考 同一施設を2基設置(1基は予備であり、同時稼働しない。)

(7) LAD-21 E-24 凝縮器

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 □ 分離施設		
特定施設の能力	1日当たり7立方メートル処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手1カ月後		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連 続		

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	2~3
		最大	1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	4,300
		最大	8,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1
	最大	5	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.1未満	
	最大	0.1未満	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01未満	
	最大	0.01未満	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	3	
	最大	6	

(8) LAD-27 P-10、E-10 気液分離器

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 □ 分離施設		
特定施設の能力	1時間当たり210立方メートル処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手1カ月後		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	6~7
		最大	5~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	50
		最大	100
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1
	最大	5	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.1未満	
	最大	0.1未満	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01未満	
	最大	0.01未満	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 72 最大 120
----------------------------	-----------------

(9) 精留塔3 (2T - 401 / 2E - 402)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 □ 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり48トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4~6 最大 3~7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 44,000 最大 60,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6,700 最大 8,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2 最大 3	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理
処 理 施 設 の 型 式	散気式活性汚泥処理方式
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24,000立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式

処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 526.2 最大 1,242.1	通常 109.0 最大 184.2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 499.9 最大 862.1	通常 24.6 最大 69.6
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 555.8 最大 717.6	通常 225.1 最大 240.9
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 26.2 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,494 最大 20,958	通常 17,494 最大 20,958	

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成21年1月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~12 最大 8~12	通常 7~8 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 676.6 最大 1,162.6	通常 135.0 最大 287.7

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 261.0 最大 881.5	通常 19.1 最大 71.4
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 844.4 最大 1,500.2	通常 169.1 最大 212.3
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10.3 最大 31.9	通常 2.3 最大 5.4
汚水等の 1 日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,109 最大 9,695

(3) 液中燃焼設備 (3CT)

設 置 年 月 日	平成11年12月1日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	液中燃焼方式		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径 2.98メートル 高さ 8.98メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり95トン処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	液中燃焼方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9~12 最大 8~12	通常 6~9 最大 6~10
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 44,857 最大 60,069	通常 50 最大 55
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 16 最大 47	通常 15 最大 55
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 19,483 最大 25,423	通常 20 最大 30
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の 1 日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 88 最大 116	通常 213 最大 213	

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設 (NBT) で処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の

値並びに汚水等の 1 日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 15.6 最大 35.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 28.7 最大 69.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 22.6 最大 45.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.56 最大 2.00
汚水等の 1 日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 252,986 最大 335,405	

(2) 東総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の 1 日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000	

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第391号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年 8 月 2 日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番1号

3 特定施設に関する事項

R - 750 反応槽

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号 口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり20トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	5時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	年間約25日運転	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7～8 最大 6～9
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7,500 最大 8,500
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 10 最大 12	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和53年8月31日
処 理 施 設 の 種 類	物理処理
処 理 施 設 の 型 式	沈降分離処理
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	集水槽：縦 10メートル 横 10メートル 高さ 5.0メートル 沈降槽：縦 200メートル 横 10メートル 高さ 2.5メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり40,000立方メートル処理

汚水等の処理の方式	沈降分離処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～7.5 最大 5.5～8.8	通常 7.0～7.5 最大 5.5～8.8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 11.2 最大 20.0	通常 11.2 最大 20.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15.0 最大 27.0	通常 15.0 最大 27.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.0 最大 15.0	通常 4.0 最大 15.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 5.0	通常 1.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 20,474 最大 27,557	通常 20,474 最大 27,557	通常 20,474 最大 27,557

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

(2) No.3 総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和49年6月1日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理及び化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	沈降分離処理及び中和処理		
処 理 施 設 の 構 造	土堰堤型式		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	沈降槽：縦 95.0メートル 横 60.0メートル 高さ 2.0メートル 中和槽：縦 48.0メートル 横 60.0メートル 高さ 2.2メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり50,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈降処理及び中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～8.0 最大 5.5～8.8	通常 7.0～8.0 最大 5.5～8.8

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.0 最大 19.5	通常 13.0 最大 19.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 47.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 10.0	通常 1.9 最大 10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 7.0	通常 1.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 36,902 最大 40,748	通常 36,902 最大 40,748

備考 汚水等は、No.3排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11.2 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 27.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 15.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 20,474 最大 27,557

(2) No.3排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.0 最大 19.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 47.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 7.0

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 36,902 最大 40,748
------------------------	------------------------

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第392号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和元年8月2日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
令和元年7月24日
- 指定道路の位置
四国中央市土居町津根2007番の一部、2008番の一部及び2009番2の一部
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 49.28メートル
 - 幅員 6.04メートル

監査公表

○公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年8月2日

愛媛県監査委員 本 田 和 良
同 永 井 一 平
同 越 智 忍
同 毛 利 修 三

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	令和元年6月10日
発 電 工 水 課	令和元年6月10日
県 立 病 院 課	令和元年6月10日
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	令和元年6月7日
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	令和元年6月7日
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	令和元年6月4日
中 央 病 院	令和元年6月10日
今 治 病 院	令和元年6月7日
南 宇 和 病 院	令和元年6月7日
新 居 浜 病 院	令和元年6月4日

(監査の結果)

平成30年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

- 松山・松前地区工業用水道事業については、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績は安定している。
今治地区工業用水道事業についても、給水能力と同量の契約給水

量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率（契約給水量に対する実績給水量の比率）は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を継続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると203億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の一層の強化等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

2 病院事業

(1) 当年度の患者数は前年度と比較して減少し、新居浜病院における手術件数の減少などと相まって、医業収益は減少している。

一方、経営内容は厳しさを増し、給と費や高額医療機器更新に伴う減価償却費など医業費用が大幅に増加している。

これまで、「愛媛県立病院中期経営戦略」（平成28年3月策定）に基づく各種施策に引き続き取り組んだものの、純利益については、前年度を10億8,973万円下回り、6億3,325万円の赤字に転落している。

また、累積欠損金は205億円に上り、企業債258億円や一般会計等からの長期借入金91億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想との連携を図りつつ地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組みられたい。

また、「愛媛県立病院中期経営戦略」（平成28年3月策定）に示されている

- ・ドクターヘリを活用した救急医療体制の強化
- ・今治病院及び新居浜病院でのDPC（包括医療費支払制度）導入に伴う診療の標準化、平均在院日数の短縮化等による診療単価のアップ
- ・新居浜病院での整形外科再開に伴う診療機能や緊急手術への対応機能の強化
- ・南宇和病院での地域包括ケア病床の効率的な運営
- ・後発医薬品の使用拡大 等

具体的な取組については、おおむね順調に実施されているものの、平成30年度の病院事業決算は、平成21年度以来9年ぶりの経常赤字を計上している。

当年度の延患者数は前年度と比較して21,068名も減少しているところであり、患者数の確保及び病床利用率の向上などによる収益の増加を目指すとともに、業務全般にわたる費用の抑制・縮減に一層取り組む必要がある。

また、未処理欠損金が多額であるなど、経営内容が厳しい状況は依然として続いており、新居浜病院の建替えや今治病院の建替えを含めた施設の老朽化対策など多額の資金を必要とする施設の整備計画を進めていくためには、健全経営による資金の確保が重要であることから、引き続き経営の健全化と経営体質の強化に努められたい。

(2) 廃止された三島病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

（平成31年3月31日現在 単位：円）

区 分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	計 (a)+(b)
旧三島病院	9,635,474	19,840	9,655,314
計	9,635,474	19,840	9,655,314

(3) 個人医業未収金の納期到来分329,489,234円（過年度未収金264,671,746円、現年度未収金64,817,488円）について、早期回収に、一層努められたい。

（中央病院）

(4) 医業外未収金の納期到来分4,811,114円（過年度未収金760,504円、現年度未収金4,050,610円）について、早期回収に、より一層努められたい。

（中央病院）

(5) 個人医業未収金の納期到来分47,938,643円（過年度未収金30,000,297円、現年度未収金17,938,346円）について、早期回収に、一層努められたい。

（今治病院）

(6) 医業外未収金の納期到来分472,500円（過年度未収金94,320円、現年度未収金378,180円）について、早期回収に、より一層努められたい。

（今治病院）

(7) 個人医業未収金の納期到来分17,919,697円（過年度未収金13,544,177円、現年度未収金4,375,520円）について、早期回収に、一層努められたい。

（南宇和病院）

(8) 医業外未収金の納期到来分97,635円（過年度未収金40,870円、現年度未収金56,765円）について、早期回収に、より一層努められたい。

（南宇和病院）

(9) 個人医業未収金の納期到来分59,351,767円（過年度未収金43,257,531円、現年度未収金16,094,236円）について、早期回収に、より一層努められたい。

（新居浜病院）

(10) 医業外未収金の納期到来分670,289円（過年度未収金282,789円、現年度未収金387,500円）について、早期回収に、より一層努められたい。

（新居浜病院）